

家畜農場密集地域での高病原性鳥インフルエンザの続発等を踏まえた今後の発生予防対策に関する提言

1 現 状

- (1) 家畜農場において最大で 1 日あたり 7 例の高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）が発生するなど、令和 7 年 1 月 2 日から 2 月 1 日までの 1 か月間に 35 例という我が国においては過去に例を見ないペースで本病の発生を経験した。このうち、愛知県（13 例）、岩手県（5 例）、千葉県（15 例）における発生で大半を占めていた。
- (2) 3 県の発生については、一部を除いて家畜農場が密集する地域での発生となっている。これらの発生は、乾燥や強風の多い時期のきわめて短期間に確認され、発生農場で分離されたウイルスの遺伝子型は、各地域の中で一致していた。
- (3) また、今シーズンはこれまで 9 例の再発事例が確認されており、うち 1 例は 3 度目の発生となっている。
- (4) 加えて、20 万羽以上を飼養する大規模な採卵鶏農場での本病発生が 16 事例確認されている。これらの中には、大規模農場における発生が地域において続発したため、防疫にあたる作業員が不足し防疫作業が長期化した事例があった。

2 今後の発生予防・まん延防止対策

- (1) 主に密集地域での対策

1) 地域一体の対策

家畜農場の密集地域においては、前述のとおり一農場の発生から続発するリスクが高いため、家畜保健衛生所や自衛防疫団体等が中心となって、日頃から地域の農場間でそれぞれの飼養衛生管理状況等について情報交換を行い管理水準の向上を図るなど、地域の農場がよく協力をし、後述する農場周辺での対策等を一体的に実施することが重要である。

2) カラス等野鳥の誘引防止

愛知県及び千葉県における続発事例の初発農場においては、前者

では破卵を、後者では死亡鶏及び破卵を堆肥化处理しており、ともに堆肥施設において防鳥ネット等を適切に使用していなかったため、堆肥施設内や上空においてカラス等の野鳥が確認されている。また、そのうち愛知県の農場の敷地内では、高病原性鳥インフルエンザウイルス陽性のハシブトガラスの死体が確認されている。

堆肥舎は家きんが食べこぼした飼料等が含まれることから、カラス等の野鳥を誘引しやすい施設であるが、堆肥舎において家きんの死体や破卵等を不適切に処理した場合、カラス等野鳥をさらに誘引することにつながる。このため、堆肥舎については、飼養衛生管理基準に基づき、野鳥等の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置することはもちろんのこと、家きんの死体や破卵等については、カラス等の野鳥を誘引しないよう、焼却等により適切に処理をすることが必要である。

3) 異状の早期発見・早期通報

3 県の続発事例では、異状の早期発見や早期通報が遅れたと考えられる事例が確認されている。特に家きん農場の密集地域において、発生の確認が遅れると、発生農場内でウイルスが増幅し、地域の他の農場に感染を拡大させるリスクが非常に高くなる。家きん農場密集地域においては、特に本病の流行シーズン中は、毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する家きん群の様子が少しでも普段と異なると感じた場合は、躊躇せず家畜保健衛生所へ連絡することにつき、地域全体で認識を共有することが必要である。また、誘導換羽中の死亡羽数の増加については、誘導換羽によるものと即断はせずに、注意深く健康観察を行い、少しでも異状を認めた場合には躊躇せず家畜保健衛生所に連絡することが重要である。

4) 防疫措置の速やかな着手及び完了

発生農場におけるウイルスの増幅を抑えるためには、可能な限り早期に防疫措置に着手し、殺処分を迅速化することが重要である。特に家きん農場の密集地域において発生があった場合、防疫作業の遅れによるウイルス量の増幅は続発リスクを著しく高める恐れがある。都道府県においては、発生時の殺処分の迅速化の技術的検討を行い、防疫措置を速やかに完了できる体制を整えることが重要である。

5) 塵埃を介したウイルスの侵入防止対策

今シーズンの本病の発生については、基本的な衛生管理措置が実施されていると考えられる農場においても確認がされており、それ

らの農場における発生の原因については、乾燥や強風下で感染野鳥の羽毛や糞便由来の塵埃を介し家きん舎へウイルスが侵入したことが可能性の一つとして疑われている。また、家きん農場密集地域における発生については、地域の野鳥や野生動物のほか、発生農場から塵埃を介して周辺農場へ感染が拡大する可能性があり、今期の発生事例では、風向きに沿って発生が広がった可能性が疑われるものや、続発が確認された家きん農場密集地域において、開口部へ液状消毒薬をしみこませた不織布を設置していた農場が発生を免れた事例がある。

このため、特に、家きん農場密集地域の農場においては、基本的な衛生管理措置が講じられている場合であっても、少なくとも本病のシーズン中は飼養衛生管理基準より一段踏み込み、家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、塵埃の侵入防止対策を講じることが有効と考えられる。

6) 野鳥、野生動物のすみか対策

農場内において資機材等を整頓せず放置したり、空き家きん舎を管理せずに放置することや、雑草や樹木を繁茂させることは、これらをすみか・隠れ家とする野生動物、野鳥を誘引することにつながる。また、今シーズンは、農場周辺にカラスのねぐらがあると考えられた事例や、多くのカラスが農場周辺を飛んでいた事例が複数確認されている。

このため、日頃から地域で協力してカラスのねぐら等、カラスの生息状況の把握に努めつつ、農場の周辺等における雑草、不要な樹木の除去等を行うとともに、各農場では敷地内の整理整頓、空き家きん舎の施錠、除草・枝払い等を適切に行うことが重要である。

7) 共同利用施設での衛生管理措置の実施

家きん農場の密集地域においては、堆肥舎や死亡家きん処理施設を周辺農場と共用している例も多い。仮にこれら施設を共用する農場で発生が確認された場合、潜伏期間中に共用施設を介して本病ウイルスに交差汚染する可能性も考えられる。このため、共用する施設については、独立した衛生管理区域として、適切な衛生管理措置を実施したうえで入退場を行うことが重要である。

8) 家きん農場密集地域での本病発生時の対応

ひとたび家きん農場密集地域に本病が侵入した場合、続発するリスクが高い。このため発生を確認次第、同地域に所在する農場においては、速やかに適切な初動を行うことが重要である。具体的には、

家きん農場密集地域では、日頃から発生時の対応につき地域の中でよく協議を行い、万が一発生が起こった場合には速やかに農場及びその周辺の消毒等を協力して行うことが重要である。また、発生農場からの塵埃を介した感染を防ぐため、5)の対策を行うことが有効であると考えられる。加えて、地域において発生が確認された場合は、制限区域の解除が行われるまでは、誘導換羽を見合わせることを望ましい。

9) 防疫作業時の拡散防止対策の徹底

発生農場における殺処分等の防疫作業時は、多くの作業員が家きん舎内に入るため、特に乾燥や強風といった環境下では、作業により舞った羽毛や塵埃を介した周辺への感染拡大や、家きん舎から逃げ出したネズミ等小動物による感染拡大、作業者の移動を介した感染拡大の可能性も否定できない。これらを防ぐため、特に家きん農場の密集地域における発生については、発生農場において、

- ・家きん舎内（特に発生家きん舎）内の羽毛や塵埃が排気で拡散することを防止するため、排気口へのフィルター設置や液状消毒薬を用いた排気口の継続的な消毒、排気の調整、周辺農場との境界での寒冷紗等による防護壁を設置すること
 - ・殺処分は可能な限り家きん舎内で行った上で、死体をそのまま持ち出さず、袋詰め消毒等してから持ち出す。また、生きた家きんを持ち出す際は、羽毛の拡散防止を図ること
 - ・ネズミ等小動物を介した本病ウイルスの拡散を防ぐため、農場敷地内及び周辺を消毒、粘着パッドを使用する場合は他種への影響を考慮して適切に設置すること
 - ・作業や輸送用のバスが周辺農場を迂回して移動すること
- 等が重要である。

(2) 既発農場、大規模農場における対策

1) 既発農場における対策

過去に発生があった農場及びその周辺に位置する農場については、本病が発生しやすい環境要因があることなどにより、その他の地域と比較し発生リスクが高いと考えられる。また、前述のとおり、家きん農場が密集する地域では、続発のリスクが高い。これらの地域にある農場については、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することは言うまでもないが、(1)の5)の塵埃を介した本病ウイルスの侵入防止対策や日頃からの消毒薬の備蓄等地域で発生した場合に

備えた対策を行うことが重要である。

2) 大規模農場における対策

本病が発生した場合に防疫作業の長期化による本病ウイルスの増幅・拡散リスクを低減する目的で、特に 20 万羽以上の家きんを飼養する大規模な農場においては、農場の分割管理に取り組み、発生時の殺処分の対象となる家きんを削減することが有効である。なお、今シーズン発生が確認された農場のうち、1 農場で既に分割管理を実施済みであり、分割後の別農場では発生が確認されなかった。

また、現行の「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」よりも平易に取り組むことができる農場の分割管理の方法について、技術的検討を進めていくことが、農場の分割管理をさらに普及させることに貢献すると考えられる。

なお、ここで提言している対策については、現時点では必ずしもエビデンスが明確になっていないものの疫学調査の結果等から有効であると考えられるものを含んでいる。これら対策の有効性については、引続き科学的な検証を行うことが重要である。